運用方針

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商 品 分 類 追加型投信/内外/債券

信 託 期 間 2016年12月22日まで (2013年12月9日設定)

日本を含む世界の優良金融機関が発行する劣後 債および優先証券等を主要投資対象とし、主と して利子収益の確保をめざします。

- ※優良金融機関とは事業内容、財務の健全性、資本の多さ等の観点で、相対的に優良であると 運用委託先が判断した金融機関をいいます。
- ※劣後債、優先証券とは債券と振立の両方の。特 性を有しており、上場または非上場とで にます。劣後債、優先証券(以下、「ハイブリット に記券」という場合があります。)は一般操上で が定められており、債券にしており、で で償還される等、体が発行してといる で有しています。一年の方が一というで で有しています。 では、また以下である。 では、また以下である。 が定められており、 では、一年の方が一というで がに、また、リスクは、また、のして、 の一方でで、リッド証券の方が一とよりくて のー方でで、リッド社会に、また、 のー方ではまればしまた、 のー方では、また一番のいくではまた。 ではまた、 のったでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また一部のハイブリッド証券については、 をは、また一部のハイブリッド証券については、またの方のよりには、 では、また一部のハイブリッド証券については、またの方には、また一部のハイブリッド証券についても、 をは、またの方の方には、またのよりには、また

償還時に株式に転換される場合もあります。 主として信託期間内に償還またはコール可能日 を迎える銘柄に投資を行います。ただし、償還 たはコール可能日が信託期間を超える銘柄に出 一部投資を行うことがあります。また、信託期間 内に組入債券が償還した場合等、劣後債および 優先証券のほか、普通社債や国債等に再投優先 ることがあります。そのため、劣後債および優先 証券の組用にあたっては、パイオニア・イン 、ストメント・マネジメント・リミテッドに運用指 図に関する権限を委託します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッ ジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

主要運用対象 日本を含む世界の優良金融機関が発行する劣後 債および優先証券等を主要投資対象とします。

主な組入制限 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

経費等控除後の配当等収益および売買益(評価 益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分 分配方針 配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して 委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が 少額の場合には分配を行わないことがあります。

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

償還報告書 (全体版)

[満期償還]

三菱UFJ 世界金融 ハイインカム証券ファンド2013-12 (円ヘッジ)(限定追加型)



信託終了日:2016年12月22日



受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、「三菱UFJ 世界金融ハイインカム証券ファンド2013-12 (円ヘッジ)(限定追加型)」は、この度、 信託期間を満了し、償還の運びとなりました。ここに 謹んで運用経過と償還内容をご報告申し上げます。

今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い 申し上げます。



三菱UFJ国際投信

東京都千代田区有楽町一丁目 12番1号 URL:http://www.am.mufg.jp/

本資料の記載内容に関するお問い合わせ先

お客さま専用フリーダイヤル TEL. 0120-151034

(9:00~17:00、土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

お客さまのお取引内容につきましては、お取り扱いの販売会社にお尋ねください。

◆目 次

< 三菱UFJ 世界金融ハイインカム証券ファンド2013-12(円へッジ)(限定追加型) のご報告
◇設定以来の運用実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇当期中の基準価額と市況等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇運用経過 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
◇1万口当たりの費用明細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇売買及び取引の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇利害関係人との取引状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇組入資産の明細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇投資信託財産の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇資産、負債、元本及び償還価額の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇損益の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇投資信託財産運用総括表 ・・・・・・・・・・・・・・ 1
◇償還金のお知らせ · · · · · · · · · 1
◇お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- 一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

〇設定以来の運用実績

決	算	期	基 (分配落)	準税分	込 配	価み金	期騰	落	額 中 率	債組	入	比	券率	債先	物	比	券率	純総	資	産額
(設定	[日]		円銭			円			%				%				%		百万	万円
20	013年12月 9	日	10,000			_			_				_				_		22,	751
1期	(2014年12月	22日)	10, 424			0			4. 2			9	3. 5				_		27,	126
2期	(2015年12月	22日)	10,627			0			1.9			9	3.8				_		15,	890
(償還	聲時)		(償還価額)																	
3期	(2016年12月	22日)	10, 547. 43			_		Δ	∆0. 7				_				_		10,	052

- (注) 設定日の基準価額は、設定時の価額です。
- (注) 当ファンドは、日本を含む世界の優良金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめ ざしますが、特定の指数を上回るまたは連動をめざした運用を行っていないため、また、値動きを表す適切な指数が存在しないため、 ベンチマークおよび参考指数はありません。
- (注) 「債券先物比率」は買建比率 売建比率。
- (注) 設定日の純資産総額は、設定元本を表示しております。

〇当期中の基準価額と市況等の推移

F	П	н	基	準	価		額	債			券	債			券
年	月	日			騰	落	率	組	入	比	券 率	債 先	物	比	券 率
	(期 首)			円銭			%				%				%
	2015年12月22日			10,627			_				93.8				_
	12月末			10, 638			0.1				93.7				_
	2016年1月末			10, 593			△0.3				94. 2				_
	2月末			10, 489			$\triangle 1.3$				85.0				_
	3月末			10, 595			△0.3				91.9				_
	4月末			10, 649			0.2				91.6				_
	5月末			10, 686			0.6				89.4				_
	6月末			10, 627			0.0				81.2				_
	7月末			10, 705			0.7				93.0				_
	8月末			10, 734			1.0				94.5				_
	9月末			10, 719			0.9				88.4				_
	10月末			10, 711			0.8				93.2				_
	11月末			10, 559			$\triangle 0.6$				_				_
	(償還時)	·	(1	賞還価額)		<u> </u>	•				<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>
	2016年12月22日			10, 547. 43			△0.7				_				_

⁽注)騰落率は期首比。

⁽注) 「債券先物比率」は買建比率-売建比率。

運用経過

設定来の基準価額等の推移について

(第1期~第3期:2013/12/9~2016/12/22)

基準価額の動き

| 償還価額は設定時に比べ5.5%の上昇となりました。



第 1 期首 : 10,000円 第 3 期末 : 10,547.43円 (既払分配金 0円) 騰落率 : 5.5%

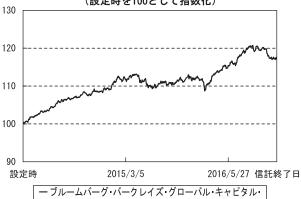
基準価額の主な変動要因

上昇要因

グローバル金融機関ハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)市況が 上昇したことなどが基準価額の上昇要因となりました。

投資環境について

債券市況の推移 (設定時を100として指数化)



ーブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・キャピタル・ セキュリティズ・バンキング指数(ドルヘッジベース)

(注) ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティズ・バンキング指数(旧名称:バークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティズ・バンキング指数)とは、ブルームバーグ社が算出するグローバルベースのハイブリッド証券のうち、銀行セクターが発行する証券の値動きを示す代表的な指数です。ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバー

ブルームバーグ (BLOOMBERG) は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.) の商標およびサービスマークです。バークレイズ (BARCLAYS) は、ライセンスに基づら使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank Plc) の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社 (以下「ブルームバーグ」と総称します。) またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・イン デック ス (BLOOMBERG BARCLAYS INDICES) に対する一切の独占的権利を有しています。

(第1期~第3期:2013/12/9~2016/12/22)

◎債券市況

- ・信託期間を通じて見ると、グローバル 金融機関ハイブリッド証券市況は上昇 (利回りは低下)しました。
- ・設定時から2014年6月にかけては、2013年12月のFOMC(米連邦公開市場委員会)で量的金融緩和の縮小が決定されたものの、米連邦公開市場委員会声明文で現在の低金利政策が相応場合の、期間にわたって継続される見通しがって継続される見通しがってとなどを背景に投資家心理は、クレジットスプレッド(国というでは、グローバル金融機関ハイブリット証券市況は上昇しました。
- ・2014年7月から2016年8月にかけては、ECB(欧州中央銀行)が追加的な金融緩和策を実施したことや、国際商品市況の下落などを背景に新興国経済に対する懸念が広がったことなどにより、欧米の国債金利は中長期ゾーンを中心に低下したことなどから、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況は上昇しました。
- ・その後は、2016年11月上旬に実施された米大統領選挙の結果を受け、トランプ氏を中心とした次期政権による積極的なインフラ投資などによりインことが加速するとの見通しが広がったことがマイナスとなり、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況は下落しました。

当該投資信託のポートフォリオについて

- ・当ファンドは、日本を含む世界の優良金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とし、為替へッジを行うことで為替変動リスクの低減を図る運用を行いました。高水準の為替へッジを行ったため、為替市況の変動が基準価額に与える影響は限定的となりました。
- ・バイ・アンド・ホールド戦略を基本とし、個別銘柄については原則継続保有としました。 また、組入債券の償還金や利子収入などについては、ハイブリッド証券等に再投資を行い ました。

<第1期:設定時~2014年12月22日>

基準価額は設定時に比べ4.2%の上昇となりました。

・当期は、債券利子収入を享受した他、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況が上昇したことなどがプラスとなり、基準価額は上昇しました。

<第2期:2014年12月23日~2015年12月22日>

基準価額は期首に比べ1.9%の上昇となりました。

・当期は、主に債券利子収入を享受したことによりグローバル金融機関ハイブリッド証券市 況が上昇したことなどがプラスとなり、基準価額は上昇しました。

<第3期:2015年12月23日~信託終了日>

償還価額は期首に比べ0.7%の下落となりました。

・当期は、債券利子収入を享受したことなどがプラスとなったものの、保有銘柄のSTANLN 6.409%(スタンダード・チャータード銀行)がコールスキップなどを背景に価格が下落し、売却したことなどがマイナスとなり、償還価額は下落しました。

三菱UFJ 世界金融ハイインカム証券ファンド2013-12 (円へッジ) (限定追加型)

当該投資信託のベンチマークとの差異について

- ・当ファンドは、日本を含む世界の優良金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要 投資対象とし、主として利子収益の確保をめざしますが、特定の指数を上回るまたは連動 をめざした運用を行っていないため、また、値動きを表す適切な指数が存在しないため、 ベンチマークおよび参考指数はありません。
- ・従って、ベンチマークおよび参考指数との対比は表記できません。

分配金について

信託期間中の収益の分配はありません。

償還価額

償還価額は10,547円43銭となりました。

信託期間中はご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

○1万口当たりの費用明細

(2015年12月23日~2016年12月22日)

	項				目		金	当額	期 比	率	項 目 の 概 要
							3123	円	70	%	
(a)) 信 託 報 i				酬	1	168	1.	576	(a)信託報酬=期中の平均基準価額×信託報酬率× (期中の日数÷年間日数)	
	(投	信	会	社)	(95)	(0.3	890)	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書 等の作成等の対価
	(販	売	会	社)	(68)	(0.	643)	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 の対価
	(受	託	会	社)	(5)	(0.	043)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
(b)	そ	の	化	他 費 用				2	0.	022	(b)その他費用=期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
	(保	管	費	用)	(2)	(0.	019)	有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
	(監	査	費	用)	(0)	(0.	004)	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
	(そ	0	D	他)	(0)	(0.	000)	信託事務の処理等に要するその他諸費用
	合 計]	170	1.	598		
	į	明中の)平均	基準	価額	は、1	0, 642	円です	0		

⁽注) 期中の費用 (消費税等のかかるものは消費税等を含む) は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

⁽注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

⁽注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額(円未満の端数を含む)を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに 小数第3位未満は四捨五入してあります。

〇売買及び取引の状況

(2015年12月23日~2016年12月22日)

公社債

			買 付 額	売 付 額
			千アメリカドル	千アメリカドル
	アメリカ	社債券	33, 390	55, 698
				(5,065)
	ユーロ		千ユーロ	千ユーロ
	ドイツ	社債券	1, 465	3, 896
外	フランス	社債券	_	_
/ /				(3, 589)
	オランダ	社債券	625	613
				(2,861)
	アイルランド	社債券	_	707
				(10, 516)
	アメリカ	社債券	5, 804	5, 801
国	イギリス	社債券	655	4, 545
				(8, 199)
	デンマーク	社債券	_	4, 864
			千イギリスポンド	千イギリスポンド
	イギリス	社債券	_	17,626
				(16, 962)

- (注) 金額は受渡代金。(経過利子分は含まれておりません。)
- (注)()内は償還等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。
- (注) 社債券には新株予約権付社債(転換社債)は含まれておりません。

○利害関係人との取引状況等

(2015年12月23日~2016年12月22日)

利害関係人との取引状況

		四八城六大			士山城水	<u>_</u>				
区	分	買付額等 A	うち利害関係人 との取引状況B	$\frac{\mathrm{B}}{\mathrm{A}}$	売付額等 C	うち利害関係人 との取引状況D	<u>D</u> C			
		百万円	百万円	%	百万円	百万円	%			
為替先物取引		189, 217	75, 433	39. 9	175, 978	74, 028	42.1			
為替直物取引		3, 271	1, 478	45. 2	16,671	2, 780	16. 7			

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とは三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行です。

○組入資産の明細

(2016年12月22日現在)

信託終了日現在、有価証券等の組入れはございません。

○投資信託財産の構成

(2016年12月22日現在)

15	П		償	ž	프 탄	時
項	目	評	価	額	比	率
				千円		%
コール・ローン等、その他				10, 143, 333		100.0
投資信託財産総額				10, 143, 333		100.0

○資産、負債、元本及び償還価額の状況 (2016年12月22日現在)

	項目	償 還 時
		円
(A)	資産	10, 143, 333, 269
	コール・ローン等	10, 143, 333, 269
(B)	負債	91, 243, 949
	未払信託報酬	90, 983, 214
	未払利息	37, 982
	その他未払費用	222, 753
(C)	純資産総額(A-B)	10, 052, 089, 320
	元本	9, 530, 367, 710
	償還差益金	521, 721, 610
(D)	受益権総口数	9, 530, 367, 710□
	1万口当たり償還価額(C/D)	10,547円43銭

<注記事項>

①期音元本額 14,953,756,573円 期中追加設定元本額 0円 期中一部解約元本額 5,423,388,863円 また、1口当たり純資産額は、期末1.054743円です。

よた、1日日たり配負性的は、例本1.00年15日です。 だをした皿

○損益の状況 (2015年12月23日~2016年12月22日)

	項目		当	期	
					円
(A)	配当等収益		506,	209, 151	
	受取利息		504,	405, 931	
	その他収益金		2,	483, 474	
	支払利息	Δ		680,254	
(B)	有価証券売買損益	Δ	395,	717, 334	
	売買益	4	, 480,	626,003	
	売買損	$\triangle 4$, 876,	343, 337	
(C)	信託報酬等	Δ	209,	946, 846	
(D)	当期損益金(A+B+C)	Δ	99,	455, 029	
(E)	前期繰越損益金		625,	619, 776	
(F)	追加信託差損益金	Δ	4,	443, 137	
	(配当等相当額)	(12,810)
	(売買損益相当額)	(△	4,	455, 947)
	償還差益金(D+E+F)		521,	721, 610	

- (注) (B) 有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。
- (注) (C) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。
- (注) (F) 追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

②信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の40以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

〇投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2013年	12月9日	投資信託契約終了時の状況						
旧机规则	投資信託契約終了日	2016年	資	産 総	額	10, 143,	, 333	, 269円		
区 分	- 小次/台	机次后北初始效了時	*利益はよなは迫加信託	負	債 総	額	91,	243	, 949円	
	仅具旧配关剂种和目例	投資信託契約終了時 差引増減または追加信託 着		純資	産 総	額	10,052,	, 089	,320円	
受益権口数	22, 751, 886, 112 🗆	9, 530, 367, 710 □	\triangle 13, 221, 518, 402 \Box	受 益	権口	数	9, 530,	367	,710□	
元 本 額	22, 751, 886, 112円	9,530,367,710円	△13, 221, 518, 402円	1万口当たり償還金			10,	円43銭		
毎計算期末の状況										
計算期	元本額	純資産総額	基準価額		1万□	1当7	とり分配	金		
打 昇 朔	异 朔		本毕训領	金	額	į	分	配	率	
第1期	26, 022, 410, 430円	27, 126, 110, 317円	10,424円		•	0円			0%	
第2期	14, 953, 756, 573	15, 890, 793, 358	10, 627			0			0	

○償還金のお知らせ

1万口当たり償還金(税込み)	10,547円43銭

- ◆償還金は償還日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。
- ◆課税上の取り扱い
- ・個人受益者の場合、償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得等として課税され、原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。
- ・特定口座 (源泉徴収選択口座) を利用する場合、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

※法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

[お知らせ]

2014年1月1日から、2037年12月31日までの間、普通分配金並びに解約時又は償還時の差益に対し、所得税15%に2.1%の率を乗じた復興特別所得税が付加され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%(法人受益者は15.315%の源泉徴収が行われます。))の税率が適用されます。